

監 査 報 告 書

令和5年5月23日

学校法人 長 聖

理事長 伊加ト 徳恵 殿

学校法人 長 聖

監事

堀内 勝也 

監事

高 次 均 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、令和4年度における学校法人長聖の令和5年3月31日現在の財産の状況及び、理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、同法人の財産の状況及び、理事の業務執行の状況について適正であることを認めます。